

若桜町監査告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年7月1日

若桜町監査委員 谷口 秀昭

若桜町監査委員 山本 安雄

記

定期監査報告

1 財政援助団体監査

(1) 実施年月日等

日時：令和2年6月26日（金）午後1時15分～午後4時20分（公の施設の指定管理者監査含む）

場所：社会福祉法人若桜町社会福祉協議会会議室

(2) 監査の対象

社会福祉法人若桜町社会福祉協議会（担当課：町民福祉課）

(3) 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度若桜町社会福祉協議会補助金に係るもの

(4) 監査の着眼点

- ・団体に対する補助金が、目的に沿って執行されているか。
- ・補助金に係る会計経理等が適切に行われているか。

(5) 監査の結果

1 (4) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。指摘事項、問題は担当課及び財政援助団体ともに特になし。

(6) 監査の意見

厳しい経済状態の中、行政サービスのウェイトはますます大きくなり社会福祉協議会の役割も高まっている状況下において、若桜町社会福祉協議会においては多くの課題を抱えながらも地域における社会福祉の増進のためにご尽力いただいていることに敬意を表するものである。今後とも、町からの補助金等を有効に活用しながら町の福祉の増進に積極的に取り組んでいただくようお願いするものである。

また、町としても若桜町社会福祉協議会と連携をより密にして、当初の目的を達成するための指導監督を今後も適切に行っていただきたい。

2 公の施設の指定管理者監査 (担当課:町民福祉課)

(1) 実施年月日等

日 時	財政援助団体監査の日時と同様
場 所	〃

(2) 監査の対象

社会福祉法人若桜町社会福祉協議会 (担当課:町民福祉課)

(3) 監査の範囲

公の施設の管理に係る指定の経緯、契約書及び指定管理料の根拠等、事務の執行及び業務管理運営状況について

(4) 監査の着眼点

- ・管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・管理に関する経費の算定、手続等は適正に行われているか。
- ・公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ・業務履行確認は事業報告書により行われているか。
- ・指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。

(5) 監査の結果

2 (4) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。指摘事項、問題は担当課及び指定管理者ともに特になし。